

非適格合併等に係る調整勘定の計算の明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十六(一)

令六・四・一以後終了事業年度分

非 適 格 合 併 等 の 日		・		被 合 併 法 人 等 の 名 称		
非 適 格 合 併 等 の 別		非 適 格 合 併 ・ 非 適 格 分 割 ・ 非 適 格 現 物 出 資 ・ 事 業 の 譲 受 け				
資 産 調 整 勘 定 の 金 額 の 明 細	資 産 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 (25) 又は (33)	1	円	退 職 給 与 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額	9	円
	期 首 資 産 調 整 勘 定 の 金 額	2		退 職 給 与 引 受 従 業 者 の 数	10	人
	当 期 損 金 算 入 額 $((1) \times \frac{\text{当期の月数}}{60})$ 又は (2)	3		期 首 退 職 給 与 負 債 調 整 勘 定 の 金 額	11	円
	翌 期 首 資 産 調 整 勘 定 の 金 額 ((1) 又は (2)) - (3)	4		当 期 益 金 算 入 額 $((\frac{9}{10}) \times \text{減額対象従業員数})$ 又は 個別計 算による金額	12	
				適 格 分 割 又 は 適 格 現 物 出 資 に よ り 引 継 ぎをした退職給与負債調整勘定の金額 $((\frac{9}{10}) \times \text{引継者数})$ 又は 個別計算によ る金額	13	
差 額 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 明 細	差 額 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 (26) 又は (34)	5		翌 期 首 退 職 給 与 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 ((9) 又は (11)) - (12) - (13)	14	
	期 首 差 額 負 債 調 整 勘 定 の 金 額	6		短 期 重 要 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額	15	
	当 期 益 金 算 入 額 $((5) \times \frac{\text{当期の月数}}{60})$ 又は (6)	7		期 首 短 期 重 要 負 債 調 整 勘 定 の 金 額	16	
	翌 期 首 差 額 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 ((5) 又は (6)) - (7)	8		当 期 益 金 算 入 額 (短期重要負債調整勘定の金額のうち当期 に生じた損失に相当する金額) 又は (16)	17	
				適 格 分 割 又 は 適 格 現 物 出 資 に よ り 引 継 ぎをした短期重要負債調整勘定の金額	18	
資 産 調 整 勘 定 の 金 額 又 は 差 額 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 の 計 算						
非適格合併等対価額がある場合又は令第123条の10第16項各号に該当しない場合			非適格合併等対価額がない場合で令第123条の10第16項第1号に該当する場合			
非 適 格 合 併 等 対 価 額	21	円	移 転 を 受 け た 資 産 の 取 得 価 額	27	円	
時 価 純 資 産 価 額	22		独 立 取 引 営 業 権 以 外 の 営 業 権 で 移 転 を 受けた事業に係るものの資産評定による価額	28		
			移 転 を 受 け た 負 債 の 額	29		
非適格合併等対価額が時価純資産価額を 超えるときのその超える部分の金額 (21) - (22)	23		退 職 給 与 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 (9)	30		
			短 期 重 要 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 (15)	31		
資 産 等 超 過 差 額	24		そ の 他 未 確 定 債 務 の 額	32		
資 産 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 (23) - (24)	25		資 産 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 (28) - (32) (((27) + (28)) < ((29) + (30) + (31) + (32))) の場合は 0)	33		
差 額 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 (22) - (21)	26		差 額 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 当 初 計 上 額 (32) - (28) (((27) + (28)) < ((29) + (30) + (31) + (32))) の場合は 0)	34		